

下水道を利用しましょう

快適な暮らしのために 下水道を利用しましょう

きれいな川や海、豊かな自然環境の中で快適に暮らしたい。それは私たちの願いです。市ではこうした生活環境をつくるため、昭和四十七年度から下水道整備を進めています。今年度末で下水道の普及率は全市の約五二割に達します。
下水道を積極的に利用して、澄んだ川の流れを守りましょう。



きれいな水を 守る 下水道

水は私たちの生活になくてはならないものです。その水は、川からくみ上げられ、上水道として家庭や事業所などで使われ、また川へ戻っていきます。生活雑排水などで川を汚すことは、飲み水を汚しているということでもあります。

川から恩恵を受けている私たちの務めは、汚れた水をきれいにして、川へ返してやることではないでしょうか。下水道は、水をきれいにし、川や海の自然環境を守ります。

3年以内 の水洗化は

下水道処理区域として供用開始が告示された区域では、くみ取り式便所を告示後三年以内に水洗トイレに改造することが、法律で義務付けられています。また、台所や風呂場、洗濯場などからの排水は、下水道が使用できるようになったら、速やかに排水設備工事を行い、下水道へ接続してください。

柄目木と荻川地区 の部で供用開始

新たに下水道の供用が開始されるのは、上図と次ページの図の区域です。該当する区域の方は早めに排水設備工事を行い、下水道へ接続してください。

道へ接続してください。

浄化槽で水洗トイレを使用されている方も、下水道が使えるようになったら浄化槽は使わず、速やかに公共下水道へ接続してください。不要になった浄化槽は、浸水対策として宅地内に降った雨水を貯めて、草花などの水やりを利用するという活用方法もあります。

せっかく公共下水道工事をして整備面積を広げても、この排水設備がすべての家庭や事業所などに設置されないと、皆さんの税金が有効利用されないだけでなく、下水道の目的や効果が十分に発揮されません。既に供用開始されている区域内で下水道に接続していない方は、速やかに下水道へ接続してください。

供用開始区域を 縦覧します

今回供用を開始する区域のくわしい図面などは、次の期間自由にご覧になります。
●縦覧期間 3月17日(金)～30日(木)の午前8時30分～午後5時
●縦覧場所 市役所5階下水道課。ただし、土・日曜日および祝日は1階庶務室
●問い合わせ 下水道課維持管理係(☎24-2111、内線534)へ。

市役所(24)2111

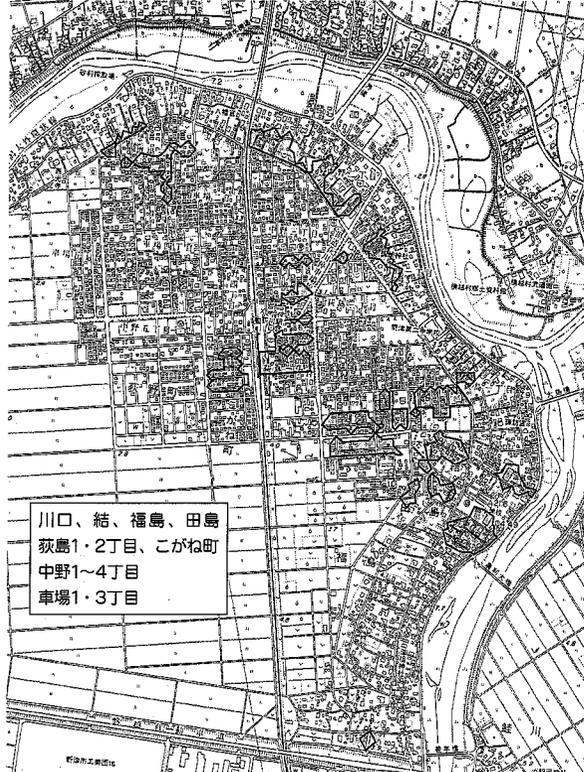
4月1日から 市の区長制度が廃止 広報は新聞折込みに

3月末に新津市区長設置規則が廃止され、区長制度が廃止される予定です。このため4月からは、市が区長を通じて町内をお願いしてきた業務のほとんどは他の方法に切り換えられます。広報などは下のように新聞折込みで配布される予定です。

区長制度の廃止によって町内会組織がなくなるわけではありません。今後、少子高齢化に対応する活動や、青少年の健全育成、地域の環境問題への取り組みなど、地域コミュニティの母体としての町内会の活動はますます重要になります。そこで、市からお願いしてきた業務をできるだけ少なくし、市と町内会は対等な関係として、地域の発展のために新たな協力関係を作り上げていこうというものです。

現在、区長さんは市が委嘱した区長と町内会長を兼ねている人がほとんどですが、4月からは町内の代表である町内会長として自主的な町内会活動を行っていくことになります。市としては、より一層の情報提供や「地域づくり活動助成金」の拡充など、町内会への支援策を今まで以上に行っていく予定です。

◆4月1日から広報紙などの配布方法
・毎月1日と15日に新聞折込みで配布
・新聞を購読していない世帯などにも新聞配達員が広報紙だけを宅配
・上の方法で4月1日に広報紙が届かなかったときは、企画調整課広報係(☎24-2111、内線331)までご連絡ください。



川口、結、福島、田島
荻屋1・2丁目、こがね町
中野1～4丁目
車場1・3丁目

お買物、ご用命は市内で

見やすいところに保存して下さい 便利です

住まいの不便・不安・不満を解消

- トイレ 内装模様替え
- 浴室 機器交換
- キッチン サービス

応援します

見積無料

ちょっと手を入れてより快適生活を!!



快適の専門店 快速住宅リフォーム工事専門店

増改築の さとう



新津市古田580-1 ☎24-4333

お買物、ご用命は市内で



新津市善道町1丁目地内

販売区画6区画 新津駅から徒歩7分
●建築条件あり ●道路負担なし ●上下水道完備
土地販売価格 3.3㎡(1坪) 33万円より

株式会社 木下組 新津営業所 TEL 23-3916

あなたの安心を企画する

有限会社 樋口保険企画

TEL (0250) 22-6774

営業事務所 新津市北上3丁目12番6号
ファクシミリ (0250) 24-9110

生命保険 & 損害保険 企画設計